

モノ・技術・サービス

まつばらを世界の

ブランドに!

まつばらブランド

La Matsubara

ラ・まつばら

認定 申請受付!

2016.

10/7(金)~12/6(火)



A まつばらブランド *La Matsubara* 認定事業は、松原市の優れた商品や企業を発掘し・磨き、情報発信することで、松原市発の商品価値や企業価値の発信によりブランド力を高め、活力ある地域づくりを図ることを目的としています。

A 認定された商品や企業には「まつばらブランド認定事業ロゴマーク」が付与され、販路拡大のためのPR支援などの事業を産官学一体で展開し、全国へアピールします。

■認定事業実施主体:松原ブランド認定事業委員会
※委員は松原ブランド研究会 世話人及び顧問から構成されています。

まつばらブランド *La Matsubara* 認定要領

■認定対象事業者

松原市内の事業者*1(企業および 所轄機関*2 が認めた団体(組合・NPO法人等)

■認定対象

松原市内で製造、開発、生産、加工された、優れた「商品」(商品・製品・特産品・サービスを含む)、および企業・団体の持つ「技術」「ビジネスモデル」

■認定基準

- ① 松原市で生産され、地域特性が明確で活かされていること。
- ② 松原市を全国にアピールする可能性があること。
- ③ 独自性・独創性があり、事業の広がりや新たな需要を喚起できるもの。
- ④ 生産者・製造者のこだわりがあり、品質が確かであること。
- ⑤ その他(販売実績があり、今後も常に販売できる状況にあること 等)

■認定方法

認定基準による評価を行い、まつばらブランド認定事業委員会の審議を以て決定する。

注)*1)松原商工会議所会員であること(個人事業者を含む)。但し、申請時には未加入であっても年度内に松原商工会議所に入会することを条件に申請は可能。*2)国および地方公共団体等が認めたもの。

認定対象「商品・企業」

生産・製造 農業・工業(生産農家*・製造業者)

加工 農業・商業・工業
(農業・商業・工業加工農家・製造業者・流通業者)

飲食店 料理(飲食サービス業者)

注)*生産農家については、商工事業者ではないため、会員外であっても、「まつばらブランド認定事業」の推薦対象者としては、例外規定として排除しないものとする。

申請(推薦)書類提出から認定までの流れ

- ① 申請(推薦)書類作成・提出(自薦・他薦を問わない)
- ② 事務局書類受取・事務的確認(不備等)
- ③ 予備審査(書類審査)(pdfまたはwordファイルで確認!)および現地審査
- ④ 本審査(プレゼンテーションの実施)
- ⑤ まつばらブランド認定事業委員会による最終審査・決定
- ⑥ 審査結果を松原ブランド研究会世話人に答申
- ⑦ 申請者に結果通知
- ⑧ 松原ブランド研究会で表彰・認定証書授与

申請
書類は

申請(推薦)書類提出先・問い合わせ先

宛先:〒580-8502 大阪府松原市天美東5-4-33
阪南大学社会連携課内 まつばらブランド認定事業委員会事務局
電話 **072-332-1224**(代表)
FAX.072-332-1661 E-mail:renkei@office.hannan-u.ac.jp

松原ブランド研究会

(松原市・松原商工会議所・一般社団法人 松原青年会議所・阪南大学)

松原市役所6階 産業振興課、松原商工会議所にも用意しております。松原ブランド研究会のホームページからもダウンロードできます。

松原ブランド研究会 検索

松原
ブランド
研究会

